

いまさら同僚にきけない民法規定

人事労務管理に必要なとなる民法の基礎知識

～人事労務問題の基本には民法が関わっている～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

「労働契約」は労働法の観点から様々な規制がかけられていますが、基本は民法でいうところの「契約」に他なりません。労働契約から解雇・退職まで人事労務管理の多くに民法が関わっています。賃金の支払い、休業補償責任、労働者の権利・義務、使用者の権利・義務など、より適切に人事労務問題に対応するために必要な民法の知識を、特定社会保険労務士がポイントを絞って解説します。

記

- 1 日時 平成26年1月29日(水) 13:30～16:00 (開場・受付は13:00～)
- 2 会場 産業安全会館8階 大会議室 港区芝5-35-1 (裏面案内図参照)
- 3 講師 森井博子氏 (特定社会保険労務士・元労働基準監督署長)
- 4 内容 民法と労働法の関係
意思表示の無効・取消 (雇用契約の基本的理解等)
契約自由と公序良俗 (職業選択の自由、退職後の競業禁止義務等)
雇用契約関係の成立・解消—申し込みと承諾の法的理解等 (解雇の意思表示の効力発生時期等)
休業手当 (民法の危険負担と休業手当)
損害賠償 (債務不履行責任と一般不法行為責任、使用者責任等)
消滅時効 (民法の時効制度と労働関係等)
契約の解除(労働契約の終了)、その他
- 5 受講料 (消費税・資料代等含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円
- 6 定員 100名
- 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月22日まで2週間ない場合は1月22日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0129 マルマルカイシャ等)

- ② 受講の取消：1月22日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692